

社会福祉士養成と専門性

米 澤 美保子

Social worker education based on expertise

Mihoko YONEZAWA

要 旨

「社会福祉士及び介護福祉士法」成立から30年が経過した。法制化された専門職である社会福祉士の専門性のあいまいさが存在する。社会福祉士養成カリキュラムが、2020年に改正されることが決定された。多様化複雑化する社会問題への対応を期待されている社会福祉士について、カリキュラム改正を控えた今、社会福祉士資格制度の歴史を振り返り社会福祉士養成、特に実習教育について考察する。

キーワード 社会福祉士、ソーシャルワーカー、専門性

1. 問題の所在と目的

「社会福祉士及び介護福祉士法」が1987年に成立してから30年が経過した。社会福祉士が、介護保険法改正で創設された地域包括支援センターへの配置が明文化されてから10年以上が経過する。法律制定時から少子高齢化は進展し続け、社会の問題は多様化、複雑化している。国は新しい地域包括支援体制を担う様々な分野の人材をコーディネートする人材として、社会福祉士にその役割を期待している（厚生労働省 2016）。多様化、複雑化する社会問題に対応するためには、これまでの縦割りでは限界があり、2016年に厚生労働省に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が創設された。これまでの「壁」が取り払われ、多様な人材が協働して社会問題に対応することが求められる。多様な人材が協働するためには、コーディネート役は必須であり、さらにその重要性は増してくる。つまり、社会福祉士への期待は高まっている。社会福祉士国家試験受験者も近年増加傾向である。

しかしながら一方で、社会福祉士の養成課程における実習において、例えば筆者らが行った利用者理解に関して社会福祉施設の実習指導者への調査で、「実習生の取組姿勢や態度」に関する内容が挙げられている（米澤・成清・橋本ほか 2016；米澤・酒井・清原ほか2017）。確かに実習に臨み利用者理解を深めるためには、実習生の実習への意欲ある取組姿勢は必要であるが、それが出来ていれば調査の回答として挙がってくることはない。「高度な知識・技術」が養成されるべき段階において、「それ以前」であるという現状がうかがえる。また、実習では社会福祉士像を明確にするとういことも重要な学びであるが、多岐に渡る業務を目の当たりにすることによって、明確な社会福祉士像を描くことができないでいる学生も多い。

このように国が描く社会のあり方において社会福祉士の役割は期待されているが、その一方では社会福祉士の専門性のあいまいさが存在している。2020年に社会福祉士のカリキュラムが変更されることが決まった今、改めて歴史を振り返って社会福祉士養成、特に実習教育に関して考察することを本論の目的とする。

2. 社会福祉における専門職とは

秋山（2011）は社会福祉における専門職の解明が不明確であったのは、専門性・専門職性・専門職制度の概念が混同されていたからだとし、これら3つの概念の要点を比較検討することにより、専門職性の概念を明確にしている。要点比較の枠組みとして専門職の、「レベル」、「理念・目的」、「理論」、「サービス利用者に向けての実践の方法・技術」、「手段的価値」、「専門職の理念・目的の達成手段」の6点を示している。

専門性、専門職性、専門職制度それぞれの「レベル」は、「学問・研究」、「職業」、「制度・システム」としている。それらのうち、専門職性について詳しくみると、「レベル」は先の通り「職業のレベル」、「理念・目的」は「QOLへの支援を試み、生活と人権の擁護」、「理論」は「独自の対象や実践の方法・業務の探究」、「実践の方法・技術」は「独自の技術習得と開発、『名人芸』から脱した技術の普遍化」、「手段的価値」は「バイスティックの7原則」、「理念・目的の達成手段」は「専門職集団の組織化、ソーシャルワーカーの養成、チームワークとスーパービジョン、他職種との連携」としている。

また、社会福祉専門職の最重要な価値観として6点挙げている。(1)絶対的人間尊重の価値観、(2)「全人的人間」という価値観、(3)「人・環境の相互作用」を重視する価値観、(4)社会生活上の基本的ニーズの充足、(5)継続的な関わりの姿勢、(6)立ち尽くす実践(何が問題で何が原因か「見えている」が、人生の重さの前に何も「できない」ことがある。この事実から逃げ出さず、その場にとどまり、共に心を痛め続けていることが「何もしない実践」であり「立ち尽くす実践」、究極の実践である)。

社会福祉実践の「固有の視点」は、「全体性」の視点であり、「クライアントの生活全体を見ていく視点を持つことが、他の専門職とは異なり、社会福祉専門職のアイデンティティを高めることになるのである」(秋山 2011:258)と示している。

京極（1998）は、ソーシャルワークの専門職性として、第一に職業的倫理（人権擁護・自立援助・守秘義務）、第二に職業的専門知識（社会福祉制度・関連分野に関する知識）、第三に職業的専門技術（社会福祉援助技術）と述べている。

日和（2016）によるとソーシャルワークの国際定義で専門職として謳われたソーシャルワーカーであるが、日本のソーシャルワーカーは自分自身の職業を専門職であるという自信を持っていない現状にある。このことから、専門職としてのソーシャルワークについて再検討を行い、ソーシャルワーカーは「体系的な理論や伝達可能な技術を機械的、マニュアル的に適用するだけでなく、いつでも、どのように用いるかを考え、適切に判断をくだすこと」が重要であり、そのような専門職像を目指すことが必要だとしている。

3. ソーシャルワークとは

ソーシャルワーク専門職のグローバル定義の冒頭部分に「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である」と示されている。

また、社会福祉専門職団体協議会と日本社会福祉教育学校連盟の合同ワーキンググループによる「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義の日本における展開」（2016年11月21日承認）では、

- ・ソーシャルワークは、人々と環境とその相互作用する接点に働きかけ、日本に住むすべての人々の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を実現し、ウェルビーイングを増進する。
- ・ソーシャルワークは、差別や抑圧の歴史を認識し、多様な文化を尊重した実践を展開しながら、平和

を希求する。

- ・ソーシャルワークは、人権を尊重し、年齢、性、障がいの有無、宗教、国籍等にかかわらず、生活課題を有する人々がつながりを実感できる社会への変革と社会的包摂の実現に向けて関連する人々や組織と協働する。
- ・ソーシャルワークは、すべての人々が自己決定に基づく生活を送れるよう権利を擁護し、予防的な対応を含め、必要な支援が切れ目なく利用できるシステムを構築する。(日本社会福祉士会HP)

4. 専門性に係るあいまいさ

伊藤(1996)によると、大正期の米騒動を契機として社会事業が成立した頃に、「社会事業」という用語が広い概念として使用され、そのまま引き続いて使用されたとしている。

また、戦後の施設指導員の間で援助方法論の体系化が進まなかった最大の要因は、施設の労働条件の劣悪さではないかとしている。その劣悪さについては、1966年に社会福祉事業振興会が行なった調査で、指導員給与は、同年の全産業労働者(男子)の約半分という賃金の低さだけでなく、長時間労働、住み込み制による労働時間と非労働時間の区別があいまいであり、施設長と職員の雇用関係が明確でなく、施設長一家の使用人として私的生活まで拘束される場合があったとしている。

また、1990年に日本ソーシャルワーカー協会が実施した調査結果では、社会福祉職員のアイデンティティに関して、医療ソーシャルワーカー、施設従事者、行政の相談業務の従事者で、アイデンティティの認識が異なっていたことから、アイデンティティ認識が異なる集団間で、共通の理論基盤を確認することは非常に困難であるとし、それが日本での統合化と共通の理論的基盤の形成を困難にしてきたとしている。そして、そのため日本の社会福祉専門職は、米英のワーカーたちが1950年代から遂げてきた専門職団体の統合や理論的共通基盤の確認に達しないままに、現在に至っていると示している。

秋山(2011)によると「社会福祉とは何か」という概念の明確化、「相談援助」とは何かという概念が明確化されていないとしている。社会福祉事業法に「社会福祉とは何か」を概念的に明らかにすることなく、第2条に第一種・第二種社会福祉事業を列挙した「列挙主義」(秋山 2011:62)であり、社会福祉士の業務として社会福祉法に明記されている「相談援助」についても、「相談援助」とは何かを明確にすることなく、「相談援助」業務に該当する指定職種を通知によって規定しているとしている。

また、1995年『社会福祉従事者の実践と意識に関する全国調査』(秋山が研究代表筆者)の中で、現場の社会福祉従事者は、「社会福祉固有の専門性が実務上見出し難い」が47.5%、「社会福祉の理論的体系が確立されておらず、科学としての水準が低い」29.3%と示している。

さらに、社会福祉専門職のアイデンティティに関して、「自らのよって立つところ(目的・機能・役割)が明確でないために、目前にある種々に分岐した職業上の具体的業務の中に埋没してしまい、それらをただ片付けて歩くだけで、自らの職業的同一性が拡散してしまっている状態なのである。そこでは、まさに自分自身を『何でも屋』に位置づけてしまうのである」(秋山 2011:253)としている。

「社会福祉士及び介護福祉士法」の成立過程において、議論の中心は介護福祉士であり、社会福祉士資格は介護福祉士の影に隠れてほとんど議論されなかった(鈴木・越永・岡田ほか 1997)。また、京極(1998)によると、社会福祉士の専門性が法制化での難題の一つであったことと、その後も引き続き極めて難解な問題であると示している。

5. ソーシャルワーク教育

伊藤(1996)によると、英米の大学院のソーシャルワーク専攻コースが職業人養成コースと明確に位

置づけられているのに対し、日本においては四年制大学の他学部と同じ教育の枠組みに準じており、また英米ではソーシャルワークは成人に教えられるべきものであるという共通原則があり、一般教養の修得や人格形成は、教育の目的ではないことから、学生自身もソーシャルワーカーとして職業を得るために入学し、教育の目標は全面的にそこにあてられていることから、全教育時間の半分を実習にあてるというカリキュラム編成が可能になってくるとしている。

また、日本の大学における社会福祉教育の困難さについて、現在の日本の大学における四年生の社会福祉教育は、英米の学部レベルの社会政策学コースに類似しており、この枠組みの中で、職業人養成という機能を同時に果たすのは、本来困難な課題であるが、その困難さが一貫して日本の社会福祉教育になげかけられており、明確な解決ははまだ発見されていないという現状であろうとしている。

秋山（2011）は、現代社会における多様で複雑化した社会的諸問題に対応するソーシャルワーカーは、それらの問題に対して実に広範囲な知識を必要とする点において、スペシャリストであると同時にある意味でジェネラリストであることが要求されるとしている。また、個々の生活構造をかかえた対象者を全人的人間として見る社会福祉の視点は、人間の多様な側面を理解する能力を必要とする。そのためにソーシャルワーカーはジェネリックな教育・訓練を受けることが不可欠の条件となるとしている。

大橋（2007）は、多様な生活問題と遭遇する実践現場に出て対応するための「引出し」をどう作るかが社会福祉教育上おおきなポイントである。ソーシャルワーク実践はややもするとソーシャルワーカーの「職人芸」として扱われ、普遍性がもちにくいと考えられてきた。数多くの事例研究を行うことは、豊かに「引出し」をもつことになり、EBSW（Evidence Based Social Work）の視点を修得するためにも重要である（大橋 2007）。

仲村（2007）は、社会福祉は様々な人々と「チーム作業であるだけに、全体の社会福祉の制度のもとでのサービス体制の総合性を保つために、調整者（コーディネーター）的役割を果たす専門家が必要」（仲村 2007：4）であり、ソーシャルワーカーが有力な一員であるべきであって、「養成教育において、この側面をも視野に入れなければならないであろう」（仲村 2007：5）としている。

4. 社会福祉士資格

4-1 「社会福祉士法」試案（1971年）

試案冒頭に「この10年来、一方において、社会福祉に関する国民のニーズの多様化と拡大に応じ、社会福祉の枠組み自体が飛躍的に拡大してきたこと、しかも他方において、この領域に質のよい職員を量的にも十分に獲得するということがなかなか困難になってきたことなどの理由で、職員問題は、いろいろな観点から真剣に検討され、専門職制の確立への要請も急速に高まってきた」（厚生省 1971：278）とある。

社会福祉は変化し、これまでの経済的貧窮や疾病に対する物質的援護救済を中心としたものから脱し、生活上の諸問題は、「身体的経済的等の可視的なものから、知的情緒的社会関係的等の不可視的なもの」にまで及ぶ」（厚生省 1971：280）。このような状況下の社会福祉においては、「高度な個別性と総合性、知識体系と実践性が要求されている」（厚生省 1971：282）。しかし、「社会事業—慈善事業—素人にもできる仕事、との理解水準にとどまる者の多いのが実情である。それがまた、わが国における社会福祉従事者の劣悪な処遇をもたらし、その質的向上を阻害する結果になっている」（厚生省 1971：282）。この現状を打破するためには、「公私を貫く社会福祉従事者の資格要件を明らかにし、これをまず公務員職制の中に十分な妥当性をもって位置づけ」（厚生省 1971：282）ることが必要であり、このことは民間施設従事者の処遇改善への反映にも繋げると示されている。しかし、この試案は法案までには至らなかった（秋山2011；京極 1998）。

4-2 社会福祉教育のあり方についての答申（厚生省 1975；1976a；1976b）

1975年3月14日厚生省社会局長からの諮問「今後における社会福祉関係者の教育の基本構想及び社会福祉教育のあり方」への答申が三度、1975年7月（厚生省1975）・1976年7月（厚生省 1976a）、同年11月（厚生省 b）に出されている。

これら答申では、社会福祉に関する高度な知識と実務能力を兼ね備えた職種である生活訓練指導員（仮称）と、主として入所者の直接処遇にあたる保護指導員（仮称）に分けて、それぞれの教育のあり方について示されている。

ここでは生活訓練指導員に関する内容を示すこととする。

生活訓練指導員に要求される資質として、①社会福祉に関する高度な知識及び技術、②入所者の処遇に関する実務能力及び保護指導員に対する実務指導、③施設の経営管理に関する知識及び実務能力の3点を挙げている。養成は、4年生の社会福祉系大学での養成が必要とされている。専門教育の中で、実習を大幅に導入することが示されており、基準として専門教育の総授業時間数の概ね三分の一程度とし、1年生から開始して、順次割合を高め、最終学年においては、相当長期的、かつ継続的な実施を挙げている。また、実習は社会福祉施設で行うことを主体とし、実習施設に関しては、大学での直営のほか契約によって実習施設の確保の必要性を示している。

将来的には、大学院2年程度のより高度の資質をもつ職員として、上級生活訓練指導員の養成についても示している。

伊藤（1996）によると、1976年11月の答申で提示された「高度の知識及び技術」は体系として深められる機会を持たないままに、今日に至っているといえようと述べられている。

4-3 社会福祉専門従事者の教育および資格に関する提言（1986年8月1日）（社会福祉教育懇話会 1986）

日本社会事業大学を事務局とする社会福祉教育懇話会（以下 懇話会）によって発表された。懇話会は、社会福祉が大きな変容の過程にあって、戦後の社会福祉体系が再構成されようとしているいまこそ、専門職制度の確立が求められていることから、専門職制度の確立をめざして「社会福祉学士」号及び専門職任用制度の実現等を図ろうとすることを設置趣旨として、提言を示している。提言には、「特に実習教育体制の重視」、「社会福祉主事を解消して新たに『ソーシャルワーカー』（仮称）という社会福祉専門職制度化に努めること」が掲げられている。

4-4 社会福祉士及び介護福祉士法の趣旨説明（1987年）

参議院（1987）「第108回国会社会労働委員会 第2号」によると、斎藤十朗厚生大臣からの社会福祉士法及び介護福祉士法の趣旨説明は以下の通りである。

我が国におきましては、世界に例を見ない急速なスピードで人口の高齢化が進行しており、後期高齢人口が大幅に増加することに伴い、寝たきり老人等介護を要する老人の急増が確実視されておりますが、一方で、世帯規模の縮小、扶養意識の変化等に伴い、家庭における介護能力の低下が見られるところであります。

こうした状況の中で、増大する老人、身体障害者等に対する介護需要にいかに対応していくかということは、国民生活上の重要な課題になっております。

このため、だれもが安心して老人、身体障害者等に対する福祉に関する相談や介護を依頼することができる専門的能力を有する人材を養成、確保して、在宅介護の充実強化を図ることとし、この法律案を提出することとした次第であります。

4-5 待遇

秋山（2011）によると、秋山が2001年に実施した全国調査『社会福祉専門職の実践と意識に関する全国調査—専門職性とは何か』の結果から、社会福祉士のみを抽出した結果によると、「仕事に誇りがあること」、「倫理綱領を知っていること」、「専門職団体の会員になることによって、専門職としての信念を強化する」が、他の社会福祉専門職と比較して、高い評価を得ていた。一方、「高度の理論・技術」に関しては自信が乏しく、「所属する施設・機関の権威に干渉されない立場」、「一定の業務範囲で権限を与えられている」が低いことから、国家資格への失望がうかがえ、社会福祉士の「社会的地位」の評価を低く感じていることに繋がっているとしている。

待遇の悪さに関しては社会福祉士の「年収」の低さを指摘している。社会福祉士自身がアイデンティティ、社会的地位の低さを感じている現状を考えると、「年収」などの労働条件を改善することが強く求められるとしている。京極（1998）も給与などの待遇条件の低さを示している。

社会福祉振興・試験センター（2016）によると、平成26年の年収に関して社会福祉士全体では377万円。性別では、男性439万円、女性339万円。雇用形態別・性別では、「正規職員」男性454万円、女性380万円、「非正規職員（常勤）」男性315万円、女性277万円。国税庁（2015）による「民間給与実態統計調査結果」によると、年間の平均給与は415万円。男性514万円、女性272万円。正規・非正規では、正規478万円、非正規170万円。社会福祉士の年収は、平均より低く、社会福祉士の年収の低さがうかがえる。社会福祉振興・試験センターとの比較のため、2015年の国税庁の結果を示したが、国税庁（2017）による最新のデータによると、医療・福祉の平均給与は388.5万円。全職種平均は422万円であり、2015年と比較しても、大きな変化はなく医療・福祉業界の年収は、平均を下回っている。

厚生労働省の毎月労働統計調査（2006～2016年度）における「きまって支給する給与」（以下 給与）の「調査産業計」と「医療、福祉」の推移と両者の差を示す（表1、図1参照）。「医療、福祉」は全産業と比べると、2006～2016年度全てにおいて下回っている。2013年を底に給与は上がってきており、全産業との差は若干ずつ狭まってきている。

全産業平均と比較して社会福祉士の年収は低い（女性に関しては、他業種と比べて高くなっている）。労働条件の改善が求められて久しいが、2016年時点でも国全体の平均よりも低い年収である（女性を除く）。

社会福祉士の前の職場を辞めた最も大きな理由は、「法人・事業所の理念や運営の在り方に不満があった」（12.6%）であった。「収入が少なかった」は（6.3%）で3番目に高い割合であった。

表1 きまって支給する給与

年度	調査産業計（円）	医療・福祉（円）	差（円）
2006	271672	266042	5630
2007	270159	263482	6677
2008	268576	262706	5870
2009	262265	255008	7257
2010	263036	248910	14126
2011	262411	249870	12541
2012	260999	248010	12989
2013	260402	245723	14679
2014	260590	247214	13376
2015	259479	249131	10348
2016	259837	250155	9682

〔出典：厚生労働省（2018）をもとに筆者作成〕

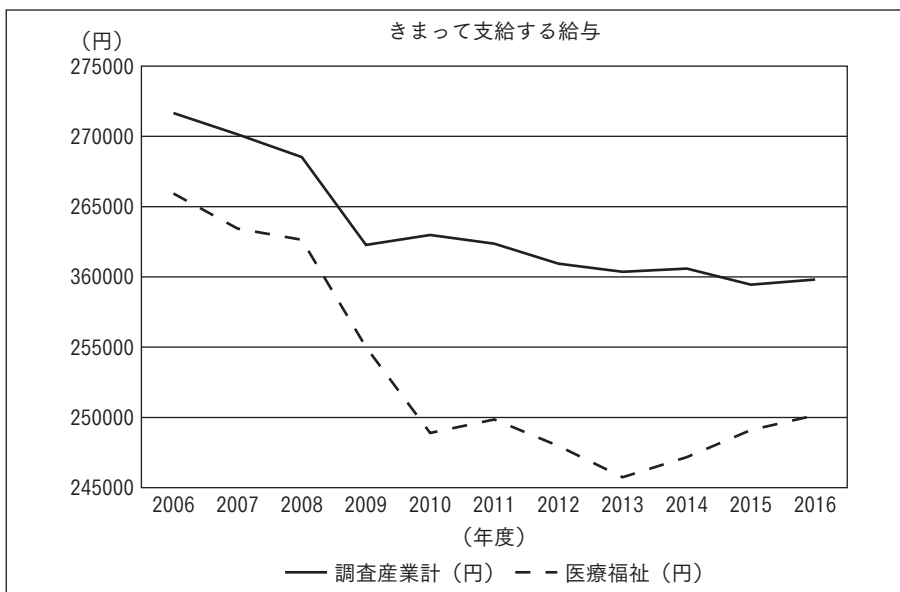


図1 きまって支給する給与
 「出典：厚生労働省（2018）をもとに筆者作成」

現在福祉・介護・医療分野以外で就労し、以前これら分野で就労していた者の「過去の職場を辞めた最も大きな理由」として、「給与・諸手当が低かった」が男性で最も割合が高かった。女性は「仕事と家庭の両立が難しそうだった」(これは全体でも最も割合が高かった)である。これらのことから給与の低さは、福祉分野で就労する者にとって大きな課題であることがうかがえる。

藤野（2007）は平成14年度から平成16年度に実施された「介護労働者のキャリア形成と能力開発に関する実態調査」のデータの再分析から、社会福祉士資格を有することの年収などの待遇面に課題があると指摘している。

秋山（2011）は、2006年の社会福祉士制度の改正、養成教育の見直しなど大きな変革の時に、「社会福祉専門職の待遇・労働条件を改善し、社会福祉専門職の自律性を高める権限を強化し、社会福祉専門職自身が『誇りと自信』を持つようにすることである。そのためにシステムとして考慮すべきことは、まず『社会福祉士』の配置基準の拡大、給与体系表への位置づけなど」（秋山 2011：279）を注視し、意見を述べていかなければならないとしている。

社会福祉振興・試験センター（2016）によると、社会福祉士の資格手当に関して、「手当あり」30.1%、「手当なし」66.3%、「手当ある場合の平均月額」10,797円。資格手当だけを見て断定することはできないが、社会福祉士の資格手当なしが6割を超えているのは、秋山（2011）が示した「資格制度の不備」が、資格制度発足から約30年経った今でも存在していることをうかがわせる。

4-6 カリキュラム改正

「ニッポン一億総活躍プラン」（2016年閣議決定）を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させるため、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや市町村による地域づくりの取組の支援、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材の養成課程の改革等について、省内の縦割りを排して部局横断的に幅広く検討を行うため、2016年7月、厚生労働

大臣を本部長とする「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部（以下「実現本部」という。）が設置された（厚生労働省2017a：2）。

2017年2月の『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）』では、「地域共生社会」実現のための保健医療福祉の各資格を通じた基礎的な知識や素養を身につけた専門人材養成が必要であり、養成課程のあり方を「丸ごと」に見直していくことが示された（厚生労働省 2017b）。

医療側においても、厚生労働省の「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会」からの報告書（2017年）に、地域包括ケアシステムの基盤を支える人材として、「看護師やリハビリテーション職などのコメディカル職から介護福祉士や社会福祉士などの介護・福祉職まで、幅広い職種間の基礎教育内容の共通化や単位互換を目指して検討が進められるべきである」（厚生労働省 2017c：29）と示されている。

地域共生社会実現に向けて、社会福祉士に求められる役割等について、厚生労働省社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会から、次のとおり示された（厚生労働省 2017d, 2017e）。

今後期待されるソーシャルワークの機能として、「包括的な相談支援体制の構築」や「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」が挙げられた。これらの機能を発揮するためには、社会福祉士の教育カリキュラムの見直しや、求められる社会福祉士像の明確化などが示された。

社会福祉士の教育カリキュラムに関しては、実習の場を「施設」から「地域」にすることが必要であるとされた。現行では実習指定施設が「施設単位」で指定されているが、「地域」における多様な機関や団体での実習を可能にすることが求められており、指定施設の要件緩和などが必要であるとしている。地域における多様な機関・団体とは具体的に、例えば、養成課程で相談援助業務の範囲に含まれている、学校（スクールソーシャルワーカー）、地方更生保護委員会や保護観察所（保護観察官）、さらに、NPO法人などが示された。また、実践能力向上のために、実習教育時間を大幅に増加するとともに、複数施設・機関等での実習を検討する必要があるとされている。

養成校教員については、養成校教員の総合的な能力向上を図るために、教員を対象とした研修の強化、教員要件の設定や教員向け研修教材の開発が必要であるとしている。

学生の教育評価や講義科目などについては、社会福祉士養成課程の各段階や実習前後における学習の達成度を確保する教育評価のあり方や科目修了要件等についての検討を行うべきであり、講義科目の精選・統合、国家試験のあり方についての検討も必要であるとしている（厚生労働省 2017d；2017e）。

2017年10月開催の厚生労働省社会保障審議会の福祉人材確保専門委員会で、2018年3月までに養成見直しの方向性をまとめ、2018年度中にカリキュラム改正の詳細を固め、2020年度に新カリキュラム導入を明らかにした（福祉新聞 2017）。

5. 考察

秋山（2011）によると、秋山が実施した調査結果から社会福祉専門職に関する検討課題を挙げている。その中で専門職教育の問題点として、仕事に必要な「知識と技術」の獲得の場として「大学」の順位が低く、教育が有効に機能していないとしている。専門職制度の問題点として、労働条件、特に収入が低く、社会福祉士自身の自己評価が他の専門職と比較して最も低い。社会福祉の仕事に必要なものは「一に経験、二に精神、三に専門」と言い切ってもいいという評価を社会福祉専門職自身が持っており、「専門」が後ろに位置していることに疑問を呈している。

秋山が実施した調査は最も新しいものでも2001年実施であるので、やや古い調査結果であるが秋山が提示した課題は現在にも通じているのではないかと考えられる。

給与の低さは先にみたように、現在でも全産業平均よりも低く、離職理由の一位ではないが上位に挙げられている。給与の低さはアイデンティティのあいまいさに繋がるという見解もあり、給与水準の低さは現在も継続していることから、アイデンティティのあいまいさを抱えている社会福祉士が多数存在する可能性が示唆される。

専門職確立には、法律制定だけでなく「社会的承認」がポイント（秋山 2011）と示されているが、認定社会福祉士率が0.2%¹⁾という状況をどう考えるのか。社会福祉士よりさらに高い専門性を有する資格として2012年度から運用開始された資格制度であるが、数値の低さは資格に対する社会的承認の低さを示しているのではないかと考える。

今回のカリキュラム改正では、社会福祉・保健医療などの専門職養成において基礎内容の共通化の構想が示された。また、実習教育の見直しが大きくなされようとしている。基礎内容共通化の概念は、社会福祉士の実習教育においても通底すると考える。対人専門職の共通項は、実習教育なかでも相談援助実習で学ぶべき重要な点であると考え。相談援助実習分野は社会福祉の対象と同じく多岐に渡る。現行では学生は多くて2箇所での実習となる。実習施設種別（分野）に特化したことを学ぶことも重要であるが、「対人」という点でどの分野にも共通する点を学ぶことがより重要であり、そのためには実習施設の指導者が明確な社会福祉士像を持っていることが必要である。専門性、アイデンティティ確立が難しい状況であることから、継続的な研修、多分野の指導者が参加する研修が必要であると考え。

一方教員側に関しても、今回のカリキュラム改正で言及されており、実習施設の指導者から、「実習施設分野のことを分かっていない教員がいる」といった指摘がある（米澤・酒井・清原ほか 2017）。教員は、演習・実習教育の研修を修了すれば指導することができるが、この研修は単発でその後の研修はない。ソーシャルワークを専門とする教員のみが、演習・実習教育を担当していることは少ないのではないかと考えることから、教員側にも研修が必要である。

これら研修については、実習施設の指導者と教員が同じ研修を受講するというのも一つの案として考えられる。実習施設の指導者と養成校の教員との連携の必要性は周知のことであるが、密なる連携を取りながら実習を遂行することが難しいのも現実としてある。したがって、双方が同じ研修を受講し、専門職養成において重要点を共有することは非常に有効ではないかと考える。

実習生に係る課題として、一般的に大学生の学力低下がいわれているが、「高度な知識と技術」を有する専門職である社会福祉士の養成段階での実習において、「専門的」な学びが厳しい状況がある。しかしながら、「高度な知識と技術」が何であるのか。何をもち「高度」とするのか。「全人的」があいまいさを産むと同時に、それこそが固有性ともされている。可能性を秘めた学生をどう導くのが教員に課されている。教員自身は個々に研鑽を積んでいるであろうが、往々にして横との繋がりが薄く情報共有できていないため、教員間でのばらつきの可能性がある。画一化されることへの危惧があるかもしれないが、重要な点を共有することは演習・実習教育の質を高めることに繋がる。この点においても、実習施設の指導者との連携が必要であり、同じ研修に参加することに意義があると考え。

以上、総花的内容となってしまったが、社会福祉士の構想は試案から含めると50年近く前から存在していた。理念として存在しながら理念を实践する具体的な道が開かれるには時代背景の影響が大きい。専門性の明確化は現在も課題である。今後さらに役割を期待されている社会福祉士のあり方をしっかり見据えていかなければならない。

注)

1) 認定社会福祉士認証・認定機構（2018）に掲載された数値と、社会福祉振興・試験センター（2018）

による数値を基に筆者が算出。認定社会福祉士は2017年4月1日現在484名。2017年3月末日現在の登録社会福祉士数208,261名。

【文献】

- 秋山智久, 2011, 『社会福祉研究選書③社会福祉専門職の研究』 ミネルヴァ書房。
- 藤野達也, 2007, 「社会福祉専門職と資格制度——社会福祉士資格の現状と専門性」『淑徳大学総合福祉学部研究紀要』41:39-48。
- 福祉新聞, 2017, 「社会福祉士を地域支援の旗振り役に 厚労省カリキュラム改正へ」, 福祉新聞web 2017年10月31日, (2017年12月26日取得, <https://www.fukushishimbun.co.jp/topics/17513>)。
- 日和恭世, 2016, 「専門職としてのソーシャルワークの再検討——専門職の概念に焦点をあてて」『別府大学紀要』57:57-66。
- 伊藤淑子, 1996, 『社会福祉職発達史研究——米英日三ヵ国比較による検討』ドメス出版。
- 国税庁, 2015, 「平成26年分民間給与実態統計調査結果について」, 平成26年分民間給与実態統計調査結果について, (2017年12月27日取得, <https://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2015/minkan/index.htm>)。
- , 2017, 「平成28年分民間給与実態統計調査結果について」, 平成28年分民間給与実態統計調査結果について, (2017年12月27日取得, <https://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2017/minkan/index.htm>)。
- 厚生省, 1971, 「社会福祉専門職員の充実強化方策としての『社会福祉士法』制定試案」, 国立社会保障・人口問題研究所 社会福祉関係1980年以前No60, (2017年12月30日取得, <http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryu/no.13/data/shiryu/syakaifukushi/60.pdf>)。
- , 1975, 「社会福祉教育のあり方について(中間答申)」(昭和50年7月16日)』, 国立社会保障・人口問題研究所 社会福祉関係1980年以前No86, (2017年12月30日取得, <http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryu/no.13/data/shiryu/syakaifukushi/86.pdf>)。
- , 1976a, 「社会福祉教育のあり方について(第2次答申)」(昭和51年7月2日)』, 国立社会保障・人口問題研究所 社会福祉関係1980年以前No98, (2017年12月30日取得, <http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryu/no.13/data/shiryu/syakaifukushi/98.pdf>)。
- , 1976b, 「社会福祉教育のあり方について(意見具申)」(昭和51年11月8日)』, 国立社会保障・人口問題研究所 社会福祉関係1980年以前No100, (2017年12月30日取得, <http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryu/no.13/data/shiryu/syakaifukushi/100.pdf>)。
- 厚生労働省, 2016, 『平成28年版厚生労働白書——人口高齢化を乗り越える社会モデルを考える』。
- , 2017a, 「資料4 地域福祉課/地域福祉課生活困窮者自立支援室/地域福祉課消費生活協同組合業務室」, 厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料, (2017年12月25日取得, <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000114092.html>)。
- , 2017b, 「別添2『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)」, 「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)を取りまとめました, (2017年12月25日取得, <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000150538.html>)。
- , 2017c, 「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会 報告書」, 厚生労働省新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会 報告書, (2017年12月25日取得, <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000160954.html>)。
- , 2017d, 「上野谷委員提出資料 包括的相談支援体制及び住民主体の地域課題解決体制の構築におけるソーシャルワーク機能を遂行するための知識及び技術の教育の現状と課題」, 第10回社会保

- 障審議会福祉部会人材確保専門委員会資料，(2017年12月26日取得，<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000158085.html>).
- ，2017e，「上野谷委員提出資料 ソーシャルワーク専門職としての社会福祉士養成のこれから」，第12回社会保障審議会福祉部会人材確保専門委員会資料，(2017年12月26日取得，<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000181927.html>).
- ，2018，「全国調査—毎月勤労統計調査 平成18年度～平成28年度分結果確報」，厚生労働省HP 毎月勤労統計調査(全国調査・地方調査)：結果の概要，(2017年12月30日取得，<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>).
- 京極高直，1998，『[新版]日本の福祉士制度——日本ソーシャルワーク史序説』中央法規.
- 仲村優一，2007，「第1章 日本のソーシャルワークの課題(初出：1982年)」『日本のソーシャルワーク研究・教育・実践の60年』ソーシャルケアサービス従事者研究協議会編，相川書房，3-12.
- 日本社会福祉士会「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義の日本における展開案作成について」，日本社会福祉士会HP 国際関係「グローバル定義の日本における展開(作成過程)」(2017年12月29日取得，https://www.jacsw.or.jp/06_kokusai/IFSW/files/tenkai_02.pdf).
- 「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義の日本における展開」，日本社会福祉士会HP 国際関係「グローバル定義の日本における展開(決定版)」(2017年12月29日取得，https://www.jacsw.or.jp/06_kokusai/IFSW/files/tenkai_01.pdf).
- 認定社会福祉士認証・認定機構，2018，「認定社会福祉士制度」，(2018年1月9日取得，<http://www.jacsw.or.jp/ninteikikou/index.html>).
- 大橋謙策，2007，「第3章 わが国におけるソーシャルワークの理論化を求めて(初出：2005年)」『日本のソーシャルワーク研究・教育・実践の60年』ソーシャルケアサービス従事者研究協議会編，相川書房，41-74.
- 参議院，1987，「参議院会議録情報第108回国会 社会労働委員会 第2号」，第2号 昭和62年5月14日，(2017年12月27日取得，<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/108/1200/10805141200002a.html>).
- 社会福祉教育懇話会，1986，「社会福祉専門従事者の教育および資格に関する提言」，国立社会保障・人口問題研究所 社会福祉関係1980年以前No306・307，(2017年12月30日取得，<http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryu/no.13/data/shiryu/syakaifukushi/306.pdf・307.pdf>).
- 社会福祉振興・試験センター，2016，「社会福祉士・介護福祉士就労状況調査結果の実施概要」，資格登録(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士 平成27年度就労状況調査結果)，(2017年12月27日取得，http://www.sssc.or.jp/touroku/results/pdf/h27/results_sk_h27.pdf).
- ，2018，「各年度末の都道府県別登録者数(平成11年度以降)」，登録者数の状況，(2018年1月9日取得，http://www.sssc.or.jp/touroku/pdf/pdf_t04_3.pdf).
- 鈴木五郎・越永至道・岡田史ほか，1997，「座談会『社会福祉の専門性・専門職をめぐる課題』」『社会福祉研究』69：72-85.
- 米澤美保子・成清敦子・橋本有里子ほか，2016，「高齢者施設における相談援助実習生の利用者理解のプロセス」『神戸親和女子大学国際教育研究センター紀要』2：105-113.
- 米澤美保子・酒井美和・清原舞ほか，2017，「障害者支援施設における相談援助実習生の利用者理解の要素」『神戸親和女子大学国際教育研究センター紀要』3：117-124.